

通所介護野々花

〈1回あたりのサービス利用料金〉

利用料は、サービス利用料金のうち介護保険負担割合証の「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払い頂きます。その金額は下記の料金の1割又は2割又は3割になります。（サービスの利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります。）

〈通所介護の場合〉7時間以上8時間未満ご利用の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6,580 円	7,770 円	9,000 円	10,230 円	11,480 円
2. サービス利用に係る自己負担額1割	658 円	777 円	900 円	1,023 円	1,148 円
3. サービス利用に係る自己負担額2割	1,316 円	1,554 円	1,800 円	2,046 円	2,296 円
4. サービス利用に係る自己負担額3割	1,974 円	2,331 円	2,700 円	3,069 円	3,444 円

また、ご契約者の通所介護計画により、下記の表の自己負担額が加算されます。

	介護保険給付額	自己負担額
入浴介助	400円	40円

☆通所介護事業所と同一建物に居住する利用者については、減算があります。

⇒ 所定の金額から94円/日を減じた金額で算定します。

☆介護職員等処遇改善加算Ⅱとして自己負担額に9.0%乗じた額を加算させていただきます。

☆個別機能訓練加算（Ⅰ）ロとして 76/日

☆ご契約者に提供する食事の費用は別途いただきます。（下記(2)①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻

されます(償還払い)。又、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事提供費

料金：1回あたり 700円

② 通常の事業実施地域外への送迎

通常の事業実施地域を超えて行う指定通所介護に要した送迎費用として下記料金をいただきます。 料金：事業実施地域を1キロメートル超える毎に100円

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金：一枚につき10円

⑤ おむつ代

実費をご負担いただきます

料金：紙おむつ代 150円/枚、尿取りパット代 50円/枚

⑥ レクリエーション参加費・材料費実費

その他レクリエーションの為の外出にかかる費用や材料費で、ご契約者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

☆①～⑥について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。